

循 号 外
令和元年 11 月 6 日

各産業廃棄物処理業者 様

和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課長
(公印省略)

「特定接種管理システム」の申請受付再開について

このことについて、厚生労働省健康局結核感染症課・新型インフルエンザ対策推進室から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

1. 特定接種とは

特定接種とは、新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供の業務又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行う予防接種のことです。

2. 特定接種の対象

特定接種の登録対象者となるには、以下の3つの条件を満たしている必要があります。詳しくは、特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録要領を参照してください。

- ① 特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録対象に関する基準を満たす業種の事業者であること。産業廃棄物処理業（医療機関からの廃棄物の収集運搬又は焼却処理の業務）が登録対象となります。
- ② 産業医（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条に規定する産業医をいう。）を選任していること。
- ③ 業務継続計画を作成していること。

3. 登録の方法

特定接種管理システム（URL：<https://tokutei.mhlw.go.jp/vaccine/logonPage.do>）上で厚生労働省に登録申請書を提出してください。

担当
産業廃棄物班 清水
TEL：073-441-2692
FAX：073-441-2685